

もっと詳しく！

主権者教育

都立特別支援学校における 主権者教育の概要

小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う 教育課程における主権者教育

- ◆ 小学部及び中学部
学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連させて実施します。
<単元例>
・小学校 社会〔第6学年〕
「憲法とわたしたちの暮らし」
・中学校 社会〔公民的分野〕
「住民としての地方の政治」
- ◆ 高等部
「現代社会」を必修科目として原則として第1学年で履修することとします。

知的障害のある児童・生徒の 教育課程における主権者教育

- 実際の学校生活の中で、体験的、具体的な学習活動を実施します。
- ◆ 小学部及び中学部
係活動や委員会活動等で果たすべき役割と責任について、体験的に学習します。
中学部「社会」…社会参加ときまり、公共施設の制度
 - ◆ 高等部
地域の選挙管理委員会の出前授業等の活用に加え、生徒会選挙の機会を通して、選挙の意義や具体的な仕組みを体験的に学習します。
「社会」…社会参加ときまり、公共施設の役割と制度

選挙運動と政治的活動について

選挙運動とは

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために直接又は間接に有利な行為のことであります。

満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことができるようになります。公職選挙法により選挙運動は、様々な決まりがあります。ルールを知らずに携帯電話等を選挙運動に活用した際に、生徒が意識せずに公職選挙法で禁止されている行為を行ってしまう場合が考えられます。違法な選挙運動を行うことがないように、選挙制度を理解しましょう。

選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 満18歳になれば選挙運動が可能になります。学校のルールや公職選挙法等の法律を守する必要があります。 ○ 選挙運動期間内で、満18歳以上の者であれば、ウェブサイト、SNSを利用した選挙運動も可能です。この場合、その人に連絡するために必要となる情報（電子メールアドレス等）の表示義務があります。 	<ul style="list-style-type: none"> × 満18歳未満は一切の選挙運動ができません。 × 選挙運動期間以外の選挙運動はできません。 × 特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益（選挙人の心を動かしようとする程度のもの）と解されています）の提供を申し出たり、受けたりすることはできません。 × 電子メールを利用しての選挙運動は満18歳以上の有権者も含め、候補者や政党等以外の全ての人ができません。

政治的活動とは

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉となるような行為をいい、選挙運動を除きます。

障害者等の投票を 支援するための制度等

代理投票

自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、投票所の事務従事者（補助者）が代わって投票用紙に記載する制度です。

指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等で不在者投票をすることができます。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することもでき、投票は病院長等の管理する場所で行います。

郵便等投票

身体障害者手帳等を持っている選挙人で、次のような障害のある人（○印の該当者）又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は郵便等投票をすることができます。郵便投票証明書を区市町村選挙管理委員会に申請する必要があります。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
○	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

その他（投票所等での支援）

点字投票用の投票用紙や点字器が用意され、点字投票が可能です。また、車いすの貸出、スロープの設置や車いす使用者用の記載台の設置をしています。

ホームページで、文字読み上げ機能や文字拡大機能、選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等に対応している場合もあります

平成28年6月から 公職選挙法

若い人々の自己
積極的な
活力のある社会

令和4年4月から 民法の

【注】右表の誕生日の方は、誕生日によって成人となる日が異なります。（表を参照）

～平成14年4月1日
生まれ

20歳の誕生日

選挙運動等に関するQ&A

Q1 どの候補者に投票するか、親や友達に相談してよいのですか。

A どの候補者に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありません。
なお、投票は、自らの自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投することが重要です。

Q2 私は18歳です。選挙運動期間内にウェブサイトを使った選挙運動をしてもいいと聞きました。〇〇党のホームページをプリントアウトして友達に配りたいと思います。配ってもいいのですか。

A 満18歳以上であっても、選挙運動用のホームページや候補者、政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして配布することはできません。

Q3 代理投票を家族や付添者の人にお願いすることはできますか。

A 代理投票は投票所の事務に従事する者（補助者）に限定されています。投票手続に入る前に、必要に応じて代理投票の補助者と家族や付添者の人との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこととされています。